

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	C n 等 の 区 分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
1			Cno	60	200					畜産農業（日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。）
			Cni	60	70					2項に統合
2		畜産農業	Cno	60	200	60	200	60	130	畜産農業（日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。）
			Cni	60	70	60	70	60	70	統合による名称変更
3		天然ガス鉱業	Cno	60	150	60	150	60	150	
			Cni	60	70	60	70	60	70	
4		非金属鉱業	Cno	25	35	10	15	15	25	
			Cni	15	30	10	15	15	25	
5		肉製品製造業	Cno	30	60	25	50	30	60	
			Cni	10	35	10	25	10	35	
6		乳製品製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
7		畜産食料品製造業（前二項 に掲げるものを除く。）	Cno	30	40	30	40	30	40	
			Cni	10	35	10	20	10	35	
8		水産缶詰・瓶詰製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
9		寒天製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
10		魚肉ハム・ソーセージ製造 業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
11		水産練製品製造業（前項に 掲げるものを除く。）	Cno	45	55	25	35	45	55	水産練製品製造業
			Cni	10	50	10	20	10	50	日本標準産業分類による名称変 更
12		冷凍水産物製造業	Cno	45	55	25	55	45	55	
			Cni	10	50	10	15	10	30	
13		冷凍水産食品製造業	Cno	45	55	30	55	45	55	
			Cni	10	50	10	40	10	50	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	C n 等 の 区 分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
14		水産食料品製造業（8の項 から前項までに掲げるもの を除き、魚介類塩干・塩蔵 品製造業を含む。）	Cno	45	55	25	50	45	55	水産食料品製造業（8の項から 前項までに掲げるものを除 く。）
			Cni	10	50	10	30	10	50	日本標準産業分類による名称変 更
15		野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食料品製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
16		野菜漬物製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
17		味そ製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
18		しょう油・食用アミノ酸製 造業	Cno	45	145	25	120	45	95	
			Cni	10	50	10	35	10	50	
19		うまみ調味料製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	化学調味料製造業
			Cni	10	25	10	20	10	25	日本標準産業分類による名称変 更
20		ソース製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
21		食酢製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
22		砂糖精製業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
23		ぶどう糖・水あめ・異性化 糖製造業	Cno	20	145	15	30	20	145	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
24		小麦粉製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
25		パン製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
26		生菓子製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
27		ビスケット類・干菓子製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
28		米菓製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
29		パン・菓子製造業（25の項 から前項までに掲げるもの を除く。）	Cno	20	30	15	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
30		植物油脂製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
31		動物油脂製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
32		食用油脂加工業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
33		ふくらし粉・イースト・そ の他の酵母剤製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
34		穀類でんぷん製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
35		めん類製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
36			Cno	20	30					こうじ・種こうじ・麦芽・もや し製造業
			Cni	10	25					削除
37		豆腐・油揚げ製造業	Cno	30	40	20	40	30	40	
			Cni	10	35	10	25	10	35	
38		あん類製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
39		冷凍調理食品製造業	Cno	30	40	20	35	30	40	
			Cni	10	35	10	20	10	35	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
40		そう(惣)菜製造業のうち煮 豆の製造に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
41		清涼飲料製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
42		果実酒製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
43		ビール製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
44		清酒製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
45		蒸留酒・混成酒製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
46		インスタントコーヒー製造 業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
47		配合飼料製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
48		単体飼料製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
49		有機質肥料製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
50		たばこ製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
51		生糸製造業（繊維工業で副 蚕糸精錬工程に係るものを 含む。）	Cno	20	30	20	30	20	30	器械生糸製造業
			Cni	10	25	10	20	10	25	統合による名称変更
52			Cno	20	30					座繰生糸製造業
			Cni	10	25					51項に統合

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
53			Cno	20	30					玉糸製造業
			Cni	10	25					51項に統合
54			Cno	20	30					生糸製造業（51の項から前項 に掲げるものを除く。）
			Cni	10	25					51項に統合
55		繊維工業（51の項に掲げる もの及び衣服その他の繊維 製品に係るものを除く。以 下同じ。）で整毛工程に係 るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
56			Cno	20	30					繊維工業で副蚕糸精錬工程に係 るもの
			Cni	10	25					51項に統合
57		繊維工業で麻製織工程に係 るもの	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
58		繊維工業で毛織物機械染色 整理工程（のり抜き、精錬 漂白、シルケット加工その 他の染色整理工程に付帯し て行われる加工処理工程 （以下「染色整理工程付帯 加工処理工程」という。） を含む。）に係るもの	Cno	20	30	10	20	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
59		繊維工業で織物機械染色整 理工程（染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。）に 係るもの（前項に掲げるも のを除く。）	Cno	20	40	10	30	20	40	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
59項の備考	綿織物捺染工程にあっては		Cno	60	150	60	80	60	100	
			Cni		60		55		60	
60		繊維工業で織物手加工染色 整理工程（染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。） に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
61		繊維工業で綿状繊維・糸染 色整理工程（染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	Cno	20	40	15	25	20	40	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
62		繊維工業でニット・レース 染色整理工程（染色整理工 程付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	Cno	20	30	10	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
63		繊維工業で繊維雑品染色整 理工程（染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。）に 係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
						下限	上限	下限	上限	下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
64		繊維工業で不織布製造工程 に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
65		繊維工業でフェルト製造工 程に係るもの	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
66		繊維工業で上塗りした織物 及び防水した織物製造工程 に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
67		繊維工業で繊維製衛生材料 製造工程に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
68		繊維工業（55の項から前項 に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
69		一般製材業又は木材チップ 製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	一般製材業
			Cni	10	25	10	25	10	25	統合による名称変更
70			Cno	20	30					木材チップ製造業
			Cni	10	25					69項に統合
71		合板製造業（集成材製造業 を含む。）又はパーティク ルボード製造業	Cno	20	30	10	25	20	30	合板製造業
			Cni	10	25	10	20	10	25	統合による名称変更
72			Cno	20	30					パーティクルボード製造業（次 項に掲げるものを除く。）
			Cni	10	25					71項に統合
73			Cno	20	30					パーティクルボード製造業で湿 式剥皮工程に係るもの
			Cni	10	25					71項に統合
74			Cno	20	30					床柱製造業
			Cni	10	25					削除
75		木材薬品処理業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
76		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で溶解パル プ製造工程に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
						下限	上限	下限	上限	下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
77		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でサルファ イトパルプ製造工程に係る もの	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
78		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ製造工程、リファイ ナーグランドパルプ製造工 程又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
79		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし ケミグランドパルプ製造工 程又は未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程に係るも の（次項に掲げるものを除 く。）	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
80		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしケ ミグランドパルプ製造工程 （前行程の未さらしケミグ ランドパルプ製造工程を含 む。）又はさらしセミケミ カルパルプ製造工程（前工 程の未さらしセミケミカル パルプ製造工程を含む。） に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
81		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし クラフトパルプ製造工程に 係るもの（次項に掲げるも のを除く。）	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
82		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしク ラフトパルプ製造工程（前 工程の未さらしクラフトパ ルプ製造工程を含む。）に 係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
83		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とするパルプ製造工程に 係るもの（次項に掲げるも のを除く。）	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
84		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とし脱インキ又は漂白を 行うパルプ製造工程（前工 程の離解工程を含む。）に 係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
						下限	上限	下限	上限	下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
85		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で木材又は 古紙以外のものを原料とする パルプ製造工程に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
86		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ、リファイナークラン ドパルプ又はサーモメカ ニカルパルプを主原料とする 洋紙製造工程（前工程の グランドパルプ、リファイ ナークランドパルプ又は サーモメカニカルパルプ製 造工程を有するものに限 る。）に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
87		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で洋紙製造 工程に係るもの（前項に掲 げるものを除く。）	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
88		パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で板紙製造 工程に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
89		機械すき和紙製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
90		手すき和紙製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
91		塗工紙製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
92		段ボール製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
93		重包装紙袋製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
94		セロファン製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
95		乾式法による繊維板製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
96		繊維板製造業（前項に掲げ るものを除く。）	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
97		パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
98			Cno	20	30					新聞業
			Cni	10	25					100項に統合
99			Cno	20	30					出版業
			Cni	10	25					100項に統合
100		印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	Cno	20	30	20	30	20	30	印刷業
			Cni	10	25	10	25	10	25	統合による名称変更
101		製版業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
102		窒素質・りん酸質肥料製造業	Cno	15	165	15	25	15	90	
			Cni	10	70	10	15	10	70	
	102項の備考 (1)	アンモニア製造工程にあっては	Cno	40	165	40	150	40	100	
			Cni	30		30	40	30		
	102項の備考 (2)	アンモニア誘導品製造工程にあっては	Cno	200	650	200	210	200	430	
			Cni	200	650	200	210	200	210	
	102項の備考 (3)	尿素製造工程にあっては	Cno	1500	6000	1100	1200	1500	1600	
			Cni	1500	6000	1100	1200	1100	1200	
103		複合肥料製造業	Cno	15	60	15	35	15	45	
			Cni	10	60	10	15	10	45	
104		化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cno	15	60	10	15	15	25	
			Cni	10	60	10	15	10	25	
105		ソーダ工業	Cno	15	25	10	15	15	25	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
106		電炉工業	Cno	15	25	15	25	15	25	
			Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
107		無機顔料製造業	Cno	50	160	25	40	50	110	
			Cni	40	60	20	30	40	60	
	107項の備考	黄鉛顔料製造工程にあって は	Cno		1000	50	700		700	
			Cni		1000	40	600		600	
108		無機化学工業製品製造業 (105の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cno	50	160	20	50	20	50	
			Cni	40	60	10	40	10	40	
	108項の備考 (1)	バナジウム化合物製造工程 (塩析工程を有するものに 限る。)にあっては	Cno		6000	50	6000	50	6000	バナジウム化合物製造工程に あっては)
			Cni		6000	40	6000	40	6000	暫定排水基準業種との整合
	108項の備考 (2)	酸化コバルト製造工程に あっては	Cno		880	50	750	50	750	
			Cni		880	40	750	40	750	
	108項の備考 (3)	モリブデン化合物製造工程 (塩析工程を有するものに 限る。)にあっては	Cno		6000	50	6000	50	6000	モリブデン化合物製造工程に あっては)
			Cni		6000	40	6000	40	6000	暫定排水基準業種との整合
	108項の備考 (4)	イットリウム酸化物製造工 程にあっては	Cno		1200	50	150	50	150	
			Cni		1200	40	150	40	150	
	108項の備考 (5)	酸化銀製造工程にあっては	Cno		1500	50	210	50	210	
			Cni		300	40	210	40	210	
	108項の備考 (6)	酸化ジルコニウム製造工程 にあっては	Cno		400	50	230	50	400	
			Cni		300	40	230	40	300	
	108項の備考 (7)	窒素又はその化合物を含有 する原料を使用する工程に あっては	Cno			50	160	50	160	新規に備考欄を追加
			Cni			40	60	40	60	
109		石油化学系基礎製品製造業 で脂肪族系中間物製造工程 に係るもの	Cno	15	80	15	60	15	80	
			Cni	10	35	10	15	10	35	
	109項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあって は	Cno	50	240	50	240	50	240	
			Cni	40	55	40	50	40	55	
110		石油化学系基礎製品製造業 で環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程に係るもの	Cno	15	80	15	30	15	50	
			Cni	10	35	10	25	10	35	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
						下限	上限	下限	上限	下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
	110項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	60	300		60	60	180	
			Cni	50	120		30	50	60	
111		石油化学系基礎製品製造業 でプラスチック製造工程に 係るもの	Cno	15	60	15	60	15	60	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
112		石油化学系基礎製品製造業 で合成ゴム製造工程に係る もの	Cno	15	80	15	25	15	80	
			Cni	10	35	10	15	10	35	
	112項の備考	窒素又はその化合物を原料 又は乳化助剤として使用す るものにあつては	Cno	50	240	50	145	50	160	
			Cni	40	55	15	40	40	55	
113		石油化学系基礎製品製造業 で有機化学工業製品製造工 程（脂肪族系中間物製造工 程、環式中間物・合成染 料・有機顔料製造工程、プ ラスチック製造工程及び合 成ゴム製造工程を除く。） に係るもの	Cno	15	80	15	40	15	60	
			Cni	10	35	10	15	10	35	
	113項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	20	85		55	20		
			Cni	15			30	15		
114		石油化学系基礎製品製造業 (109の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cno	15	60	15	25	15	60	
			Cni	10	30	10	20	10	30	
115		脂肪族系中間物製造業	Cno	15	80	15	35	15	80	
			Cni	10	35	10	15	10	35	
	115項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	50	240	45	120	50	150	
			Cni	40	55	20	40	40	55	
	115項の備考 (2)	青酸誘導品含有排水を排出 する工程にあつては	Cno	500	5000	300	2750	500	510	
			Cni	500	5000	300	500	500	510	
116		メタン誘導品製造業	Cno	15	60	15	60	15	40	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
117		発酵工業	Cno	15	60	15	55	15	40	
			Cni	10	30	10	20	10	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
						下限	上限	下限	上限	下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
118		コールドロール製品製造業	Cno	1000	1300	330	530	800	1000	
			Cni	1000	1300	170	410	800	1000	
119		環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cno	15	80	15	55	15	70	
			Cni	10	35	10	15	10	35	
	119項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	60	300	30	100	60	180	
			Cni	50	120		50	50	120	
120		プラスチック製造	Cno	15	60	10	25	15	50	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
	120項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	50	240	20	60	50	150	
			Cni	40	55		35	40	55	
121		合成ゴム製造業	Cno	15	80	15	45	15	50	
			Cni	10	35	10	15	10	35	
	121項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	50	240	40	100	50	150	
			Cni	40	55	20	40	40	55	
122		有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	15	80	15	70	15	80	
			Cni	10	35	10	15	10	35	
	122項の備考（1）	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	20	85	20	85	20	85	
			Cni	15		15	35	15		
	122項の備考（2）	イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては	Cno	20	1400	20	210	20	420	
			Cni	15	1400	15	30	15	420	
	122項の備考（3）	メラミン製造工程にあつては	Cno	1500	6000	850	1500	850	1500	
			Cni	1500	6000	850	1500	850	1500	
	122項の備考（4）	化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）にあつては	Cno		1000		200		1000	
			Cni				35			
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cno	15	30	10	15	15	25	
			Cni	10	20	10	15	10	20	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
124		レーヨン・アセテート製造 業のうちアセテートの製造 に係るもの	Cno	15	30	15	25	15	25	
			Cni	10	20	10	20	10	20	
125		合成繊維製造業	Cno	15	30	10	15	15	30	
			Cni	10	20	10	15	10	20	
	125項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	50	240	50	60	50	150	
			Cni	40	55	35	50	40	55	
126		脂肪酸・硬化油・グリセリ ン製造業	Cno	15	55	10	30	15	55	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
127		石けん・合成洗剤製造業	Cno	15	55	15	25	15	55	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
128		界面活性剤製造業（前項に 掲げるものを除く。）	Cno	15	55	15	55	15	55	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
129		塗料製造業	Cno	15	55	15	30	15	55	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
130		印刷インキ製造業	Cno	15	55	15	30	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
131		医薬品原薬・製剤製造業	Cno	15	75	15	45	15	75	
			Cni	10	40	10	15	10	40	
	131項の備考	医薬品原薬製造工程（窒素 又はその化合物を原料とし て使用するものに限る。） にあっては	Cno	25	145	25	120	25	130	
			Cni	20		20	30	20		
132		医薬品製剤製造業	Cno	15	25	10	20	15	25	
			Cni	10	20	10	15	10	20	
133		生物学的製剤製造業	Cno	15	25	10	20	15	25	
			Cni	10	20	10	15	10	20	
134		生薬・漢方製剤製造業	Cno	15	25	15	25	15	25	生薬製造業
			Cni	10	20	10	15	10	20	日本標準産業分類による名称変 更

別表２ 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第５次における C値の幅		第６次における C値の幅（案）				上段：第５次における業種その 他の区分及びその備考 (第６次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第５次から第６次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
135		動物用医薬品製造業	Cno	15	25	15	25	15	25	
			Cni	10	20	10	15	10	20	
136		火薬類製造業	Cno	15	90	15	65	15	65	
			Cni	10	30	10	20	10	30	
137		農薬製造業	Cno	15	90	15	70	15	80	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
138		合成香料製造業	Cno	15	90	15	35	15	90	
			Cni	10	30	10	20	10	30	
139		香料製造業（前項に掲げる ものを除く。）	Cno	15	90	15	25	15	70	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
140		化粧品・歯磨・その他の化 粧用調整品製造業	Cno	15	90	15	25	15	30	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
141			Cno	15	90					にかわ製造業
			Cni	10	30					142項に統合
142		ゼラチン・接着剤製造業 （にかわ製造業を含む。）	Cno	15	120	15	25	15	55	ゼラチン・接着剤製造業（前項 に掲げるものを除く。）
			Cni	10	30	10	15	10	30	統合による名称変更
143		写真感光材料製造業	Cno	15	90	15	25	15	25	
			Cni	10	30	10	20	10	20	
144		天然樹脂製品・木材化学製 品製造業	Cno	15	90	10	15	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	15	
145		イオン交換樹脂製造業	Cno	15	90	15	25	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
146		化学工業（１０２の項から 前項までに掲げるものを除 く。）	Cno	15	90	15	55	15	60	
			Cni	10	30	10	20	10	30	
147		石油精製業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
						下限	上限	下限	上限	下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
148		潤滑油製造業（前項に掲げ るものを除く。）	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
149		コークス製造業	Cno	600	1000	500	950	600	1000	
			Cni	400	800	320	400	400	800	
150		石油コークス製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
151		自動車タイヤ・チューブ製 造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
152		ゴム製品製造業でラテック ス成型型洗浄工程に係るも の	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
153		ゴム製品製造業（前二項に 掲げるものを除く。）	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
154		なめしかわ製造業	Cno	20	75	20	75	20	75	
			Cni	10	75	10	15	10	75	
155		毛皮製造業	Cno	20	75	10	20	20	30	
			Cni	10	75	10	20	10	30	
156		板ガラス製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
157		板ガラス加工業	Cno	20	30	10	20	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
158		ガラス製加工素材製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
159		ガラス容器製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	20	
160		理化学用・医療用ガラス器 具製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	20	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
161		卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	20	
162		ガラス繊維（長繊維に限 る。）・同製品製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
163		ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	Cno	20	40	20	30	20	30	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
164		ガラス・同製品製造業 (156の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cno	20	30	10	25	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
165		生コンクリート製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
166		コンクリート製品製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
167		セメント製品製造業（前二 項に掲げるものを除く。)	Cno	20	30	10	20	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
168		黒鉛電極製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
169		碎石製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
170		鉱物・土石粉碎等処理業	Cno	20	30	10	25	20	30	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
171			Cno	20	30					模造真珠製造業（ガラス製のも のに限る。）
			Cni	10	25					削除
172		うわ薬製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
173		高炉による製鉄業	Cno	15	55	10	20	15	35	製鋼圧延を行う高炉による製鉄 業
			Cni	10	30	10	15	10	30	統合による名称変更

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
	173項の備考 (1)	コークス製造工程にあって は	Cno	600	1000	500	950	600	1000	
			Cni	400	800	320	400	400	800	
	173項の備考 (2)	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあっては	Cno	55	130	55	100	55	100	
			Cni	40	60	40	50	40	60	
174			Cno	15	55					製鋼圧延を行わない高炉による 製鉄業
			Cni	10	30					173項に統合
	174項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあっては
			Cni	40	60					削除
175		フェロアロイ製造業	Cno	15	55	15	25	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
	175項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあっては
			Cni	40	60					削除
176		高炉によらない製鉄業（前 項に掲げるものを除く。）	Cno	15	55	10	15	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
	176項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあっては
			Cni	40	60					削除
177			Cno	15	55					転炉（単独転炉を含む。）によ る製鋼・製鋼圧延業
			Cni	10	30					178項に統合
	177項の備考		Cno	55	130					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあっては
			Cni	40	60					178項の備考に統合
178		製鋼・製鋼圧延業（転炉 (単独転炉を含む。))又は 電気炉（単独電気炉を含 む。))によるものに限 る。）	Cno	15	55	15	25	15	25	電気炉（単独電気炉を含む。） による製鋼・製鋼圧延業
			Cni	10	30	10	15	10	25	統合による名称変更
	178項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあっては	Cno	55	130	55	100	55	100	ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあっては
			Cni	40	60	40	50	40	60	統合による名称変更
179		熱間圧延業（182の項及び 183の項に掲げるものを除 く。）	Cno	15	55	15	25	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
						下限	上限	下限	上限	下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
179項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	130	55	100	55	100		
		Cni	40	60	40	50	40	60		
180	冷間圧延業（182の項及び 183の項に掲げるものを除く。）	Cno	15	55	10	15	15	55		
		Cni	10	30	10	15	10	30		
180項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	130	55	100	55	100		
		Cni	40	60	40	50	40	60		
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cno	15	55	10	15	15	25		
		Cni	10	30	10	15	10	25		
181項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65		
		Cni	40	60	40	50	40	60		
182	鋼管製造業	Cno	15	55	15	25	15	25		
		Cni	10	30	10	15	10	25		
182項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65		
		Cni	40	60	40	50	40	60		
183	伸鉄業	Cno	15	55	10	15	15	25		
		Cni	10	30	10	15	10	25		
183項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65		
		Cni	40	60	40	50	40	60		
184	磨棒鋼製造業	Cno	15	55	10	15	15	25		
		Cni	10	30	10	15	10	25		
184項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	45	55	55	65		
		Cni	40	60	40	50	40	60		
185	引抜鋼管製造業	Cno	15	55	15	25	15	45		
		Cni	10	30	10	15	10	30		
185項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65		
		Cni	40	60	40	50	40	60		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
186		伸線業	Cno	15	55	15	40	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
	186項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
			Cni	40	60	40	50	40	60	
187		ブリキ製造業	Cno	15	55	10	15	15	35	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
	187項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除
188		亜鉛鉄板製造業	Cno	15	55	10	15	15	45	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
	188項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除
189		めっき鋼管製造業	Cno	15	55	15	50	15	40	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
	189項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除
190		めっき鉄鋼線製造業	Cno	15	55	15	50	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
	190項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除
191		表面処理鋼材製造業（187 の項から前項までに掲げる ものを除く。）	Cno	15	55	10	55	15	35	
			Cni	10	30	10	15	10	30	
	191項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
			Cni	40	60	40	50	40	60	
192		鍛鋼製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
192項の備考			Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除
193		鍛工品製造業	Cno	15	55	15	25	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
193項の備考			Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除
194		鋳鋼製造業	Cno	15	55	10	20	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
194項の備考			Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除
195		鋳鉄鋳物製造業（196の項 及び197の項に掲げるもの を除く。）	Cno	15	55	10	15	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
195項の備考			Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除
196		鋳鉄管製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
196項の備考			Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除
197		可鍛鋳鉄製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
197項の備考			Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除
198		鉄粉製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
198項の備考			Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
			Cni	40	60					削除

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
199		鉄鋼業（173の項から前項 までに掲げるものを除 く。）	Cno	15	55	15	25	15	25	
			Cni	10	30	10	15	10	25	
	199項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
			Cni	40	60	40	50	40	60	
200		非鉄金属製造業	Cno	20	70	15	35	20	70	
			Cni	10	60	10	15	10	60	
	200項の備考		Cno	60	70					核燃料製造工程にあつては
			Cni	50	65					削除
201		電気めっき業	Cno	20	40	20	40	20	30	
			Cni	10	35	10	30	10	30	
	201項の備考	窒素又はその化合物による 表面処理施設を設置するも のにあつては	Cno	60	200	50	120	60	130	
			Cni	50	120	35	55	50	120	
202		金属製品製造業（前項に掲 げるものを除く。）	Cno	20	40	15	40	20	40	
			Cni	10	35	10	25	10	35	
	202項の備考 (1)	溶融めっき工程（窒素又は その化合物による表面処理 施設を設置するものに限 る。）にあつては	Cno	60	70	40	50	60	70	
			Cni	50	65	25	40	50	65	
	202項の備考 (2)	アルマイト加工工程（窒素 又はその化合物による表面 処理施設を設置するもの に限る。）にあつては	Cno	60	120	55	120	60	90	
			Cni	50	120	35	50	50	90	
203		一般機械器具製造業	Cno	20	35	20	35	20	35	
			Cni	10	25	10	20	10	25	
	203項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno		65		45		45	
			Cni							
204		プリント回路板製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	プリント配線基盤製造業
			Cni	10	25	10	20	10	25	名称変更
	204項の備考		Cno	20	80					窒素又はその化合物による表面 処理施設を設置するものにあつ ては
			Cni	10	25					削除

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
						下限	上限	下限	上限	
205		電気機器具製造業（前項に 掲げるものを除き、情報通 信機器具製造業、電子部 品・デバイス製造業を含 む。）	Cno	20	30	15	30	20	30	電気機械器具製造業（前項に掲 げるものを除く。） 日本標準産業分類による名称変 更
			Cni	10	25	10	15	10	25	
	205項の備考 (1)	民生用電気機械器具製造工 程（窒素又はその化合物に よる表面処理施設を設置す るものに限る。）にあって は	Cno	30	60			30	40	
			Cni	20	35		20	20	35	
	205項の備考 (2)	半導体素子製造工程にあって は	Cno	30	60	20	45	30	60	
			Cni	20	35	15	25	20	35	
206		輸送用機器具製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
	206項の備考	自動車・同付属品製造工程 （窒素又はその化合物によ る表面処理施設を設置する ものに限る。）にあっては	Cno	25	60	20	35	25	50	
			Cni	20	30		20	20	30	
207		精密機械器具製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
	207項の備考	時計・同部分品製造工程 （時計側を除く。）にあって は	Cno	30	60	30	45	30	45	
			Cni		35		25			
208		ガス製造工場	Cno	20	30	10	15	20	30	
			Cni	10	25	10	15	10	25	
209		下水道業	Cno	10	40	10	40	10	40	
			Cni	10	40	10	40	10	40	
	209項の備考 (1)	活性汚泥法その他これらと 同程度に下水中の窒素を除去 できる方法より高度に下 水中の窒素を除去できる方 法により下水を処理するもの （高濃度の窒素を含有する汚 水を多量に受け入れて 処理するものを除く。）に あっては	Cno		20		20		20	
			Cni		20		20		20	
	209項の備考 (2)	高濃度の窒素を含有する汚 水を多量に受け入れて処理 するものにあっては	Cno		60		60		60	
			Cni		60		60		60	
210		空瓶卸売業	Cno	25	35	20	30	25	35	
			Cni	15	30	10	15	15	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	C n 等 の 区 分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
						東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
				下限	上限	下限	上限	下限	上限	下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
211		共同調理場（学校給食法 (昭和29年法律第160号) 第5条の2に規定する施設をいう。)	Cno	25	35	15	30	25	35	
			Cni	15	30	10	15	15	30	
212		弁当仕出屋又は弁当製造業	Cno	25	35	15	30	25	35	
			Cni	15	30	10	15	15	30	
213		飲食店	Cno	25	60	25	60	25	60	
			Cni	15	45	10	30	15	45	
214		旅館	Cno	25	60	25	45	25	60	
			Cni	15	45	15	30	15	45	
215		リネンサプライ業	Cno	25	35	10	20	25	35	
			Cni	15	30	10	15	15	30	
216		洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	25	35	15	25	25	35	
			Cni	15	30	10	20	15	30	
217			Cno	25	35					商業写真業
			Cni	15	30					218項に統合
218		写真業又は写真現像・焼付業	Cno	25	35	20	30	25	35	写真業（前項に掲げるものを除く。）
			Cni	15	30	15	25	15	30	統合による名称変更
219		自動車整備業	Cno	25	35	15	25	25	35	
			Cni	15	30	10	20	15	30	
220		病院	Cno	25	60	25	60	25	60	
			Cni	15	45	15	25	15	45	
221		し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が50人以上のものに限る。）	Cno	20	60	20	60	20	60	
			Cni	10	40	10	40	10	40	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
						下限	上限	下限	上限	下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
	221項の備考	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cno		30		30		30	
			Cni		30		30		30	
222		し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限るのものに限る。）	Cno	20	60	20	60	20	60	
			Cni	10	50	10	50	10	50	
	222項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cno		40		40		40	
			Cni		40		40		40	
223		し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	Cno	20	60	20	60	20	60	
			Cni	10	40	10	40	10	40	
	223項の備考	嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cno		50		50		50	
			Cni		30		30		30	
224		ごみ処理業	Cno	25	35	20	30	25	35	
			Cni	15	30	10	20	15	30	
225		廃油処理業	Cno	25	35	10	30	25	35	
			Cni	15	30	10	15	15	30	
226		産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	40	50	20	50	40	50	
			Cni	20	45	10	40	20	45	
227		死亡獣畜取扱業	Cno	25	35	25	35	25	35	
			Cni	15	30	15	25	15	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号		業種その他の区分 (及びその備考)	C n 等 の 区 分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
				下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
						下限	上限	下限	上限	下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
228		と畜場	Cno	25	60	25	60	25	60	
			Cni	15	30	15	25	15	30	
229		中央卸売市場	Cno	25	35	20	30	25	35	
			Cni	15	30	15	25	15	30	
230		地方卸売市場	Cno	25	35	20	30	25	35	
			Cni	15	30	15	25	15	30	
231		試験研究機関（水質汚濁防 止法施行規則第1条の2各 号に掲げるものをいう。）	Cno	25	35	20	35	25	35	
			Cni	15	30	10	25	15	30	
232		一の項から前項までに分類 されないもの	Cno	10	60	10	60	10	60	
			Cni	10	60	10	50	10	60	

備考

- 1 本表は水質汚濁防止法施行規則第1条の6第3項の環境大臣が定める業種その他の区分及び区分ごとの範囲に関するものである。
- 2 工場又は事業場に係る污水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。この場合、本表の範囲においてC値を定めることが適当でないと認められる場合、都府県知事が当該事業場につき、C値を別に定めることができる。
- 3 大阪湾とは、和歌山市田倉埼から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆埼から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸に囲まれた海域をいう。
- 4 本表は第6次総量規制の目標年度から適用する。ただし、都府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量については、第6次総量規制の目標年度の前年度末までの間は、第5次の値を適用する。